別表国土交通省の部内部部局の項中「（技術調査課又は北海道局に所属する者に限る。）」を削り、「政策企画官」を「政策企画官　交通バリアフリー政策室長」に、「空港保安防災企画官」を「空港保安防災企画室長」に、「先任性能評価航空管制技術官」を「先任性能評価航空管制技術官　アイヌ政策調整官」に、「アイヌ施策室長　象徴空間施設企画官」を「アイヌ政策室長」に改め、同部地方整備局の事務所の項中「人事係長」を「専門調査官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　人事係長」に改め、同部北海道開発局の項中「室長」を「室長　開発調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」に、「道路交通管理官」を「象徴空間施設管理官　道路交通管理官」に改め、同部空港事務所の項中「広域空港管理官」を「広域空港管理官　運航効率化推進官」に改める。

別表気象庁の部測候所の項中「業務・危機管理官」を削る。

別表環境省の部内部部局の項中「分室長」の下に「、総括調整官」を加え、同部地方環境事務所の項中「部長　課長」を「部長　課長　統括環境保全企画官」に改める。

別表備考第一項中「令和二年十一月三十日」を「令和三年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。